

参議院文教委員会会議録 第五号

(一一五)

第三十三回
会

昭和三十四年十一月二十六日(木曜日)
午後二時三十五分開会

十一月二十五日委員剣木亨弘君辞任につき、その補欠として鹿島守之助君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 相馬 助治君

理事

北畠 教真君
近藤 鶴代君
吉江 勝保君

○委員長(相馬助治君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員に変更があつたので御報告いたします。

昨日、剣木亨弘君が辞任され、補欠として鹿島守之助君が選任されました。

た。

○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。

ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ

とに御了承を得ておきましたが、その

後、十一月十四日、日本学校安全会法

案及び市町村立学校職員給与負担法

の一部を改正する法律案が衆議院から送付されて参りました。従つて、それ

を含めて本日の議題として進めるこ

とについて協議を行ないましたところ、

ます、派遣委員の報告を聞き、質疑が

ありますれば、これを行なつた後、日

本学校安全会法案、統して市町村立学

校職員給与負担法の一部を改正する法

案について趣旨の説明を聽取するこ

といたしました。なお、日本学校安

全会法案については、修正送付があり

ますので、あわせて修正部分の説明を

行なることにいたしました。

以上、御報告の通り取り連ぶことに

次に、教育白書に関する質疑を行な

うことにいたしました。

御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

それでは、まず派遣委員の報告を行なうことになります。第一班吉江勝

保君。

○吉江勝保君 第一班の調査報告をいたします。

第一班は、荒木委員、柏原委員と私

のほか、調査室から前田調査員が参加

いたしまして、去る十一月十六日から

十九日までの四日間、愛知、三重両県

におきます伊勢湾台風によりまして

災害を受けた教育施設の災害状況、児童生徒の避難状況並びに被災地の視察

をいたしました。さらに、大阪府岸和

田市に起こりました山浦小学校のいわゆるいたずら事件及び常盤小学校のつづり方事件を調査して参りましたから申し上げます。

去る九月二十六日夜半、東海地方に

慶應した伊勢湾台風は、昭和二十八年の第十三号台風をはるかにしのぐ猛烈

をふるつたため、県下各地とも海岸及び河川の破堤、溢水、山くずれ等によ

る人の損傷、家屋の倒壊、流失等は

激甚をきわめ、惨状は實に言語に絶す

るものがあつたのであります。特に、

帶を中心、伊勢湾及び三河湾沿岸の

人家密集地帯及び低地においてはなは

だしく、死者二千八百十二名、行方

不明二百八十三名、負傷者二万七千九

十二名に達しております。罹災者総数は三

百万を突破し、その被害総額は約二千

七百八十億円と推定されております。

文教関係の分だけでも約三十億円に達

しております。名古屋市におきまする

公立学校施設の被害状況を見まして

も、小学校百五十一、中学校五十九、

高等学校八、それに幼稚園三、合計二

百二十一校が被害を受け、これがた

め、復旧についても、公立学校施設災

害復旧に当たるが、まずは鉄骨作りに

よる改良復旧として認められたい。復

旧費の算定は、同法施行令第一条ないし第五条の算定基準にかかるらず、実際には復旧する全坪数及び復旧に要する

全經費を対象とされたい。さらに、国庫負担の適用は、同法施行令第七条の額に達しない場合でも、一校の被害額が五万円をこえるときは負担の対象とされたいことが強く要望されており、

また、すでに実施した応急対策費につ

いても補助対象とされたいことなども

要望されておりました。

また、名古屋市における授業状況を

申し上げますと、特に名古屋市南部方

面一帯は堤防の決壊によつて浸水したため、これら地域の学校は罹災者の避難所となり、台風直後は全市内の学校が一時休校、または不正當授業のやむなきに至つたのであります。その後、長期収容に応じるとともに、あわせて学校授業の再開に意を用い、罹災児童に対する教科書、学用品を支給し、仮入学あるいは集団避難により授業を行なう等、極力授業の再開に努めたのであります。現在においても、なお多くの学校が罹災者を収容しているため、これらの学校は不正常授業のやむない状態であります。漸次避難者も退去しつつありますので、学校授業においても、本月末までには大部分の学校が正常授業に復する見込みであります。

学校施設の応急復旧とともに、避難所

が一時休校、または不正當授業のやむ

なきに至つたのであります。その後、

长期収容に応じるとともに、あわせて

学校授業の再開に意を用い、罹災児童

に対する教科書、学用品を支給し、仮入学あるいは集団避難により授業を行なう等、極力授業の再開に努めたのであります。現在においても、なお多くの学校が罹災者を収容しているため、これらの学校は不正常授業のやむ

ない状態であります。漸次避難者も退去しつつありますので、学校授業においても、本月末までには大部分の学校が正常授業に復する見込みであります。

学校給食の状況は次の通りであります。すなわち、収容罹災者の三食給食またはたき出しを実施したため、パン工場が罹災地へパンを救援物資として送つたため、学校給食は一時中止しましたが、その後の状況によつて、学校の実情に応じてパンとバターあるいはジャムによる給食を実施しております。完全給食は十一月二十四日から行なう予定であります。未了の学校は、行事食等の特別食による給食を行なう予定であると言つておきました。

罹災地の現地視察として私どもの最

事務局側	常任委員会専門員 工渠 英司君
本日の会議に付した案件	
○日本学校安全会法案(第三十二回国会内閣提出、衆議院送付)	
○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(衆議院提出)	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) これより文教委員会を開会いたします。	
まず、委員に変更があつたので御報告いたします。	
昨日、剣木亨弘君が辞任され、補欠として鹿島守之助君が選任されました。	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

委員	常任委員会専門員 工渠 英司君
○委員長(相馬助治君) 本日の委員長及び理事打合会の経過について概要御報告いたします。	
ましては、すでに前回、派遣委員の報告及び教育白書の二件を議題とするこ	
とに御了承を得ておきましたが、その	
後、十一月十四日、日本学校安全会法	
案及び市町村立学校職員給与負担法	
の一部を改正する法律案が衆議院から	

であります。森校長の語るところによりますと、災害発生当時の状況は次のようなものであります。

九月二十六日、台風がくるといふ聲がありましたので、児童に対しては、それに対する心がまだや用意等を話し、

学校は暴風防備体制を整え、宿直員一名を増加したのであります。午後五時半、最初の避難者が見えたので、市教委に連絡して、その処置は校長の判断による

との指示によって、校内通用門等を開き、風向きを考慮し、校舎の入口を開いて避難者の便をはかりました。七時ごろには停電、八時ごろにはすでに二十世帯八十五名を収容し、その旨、市教委に報告、と同時に、電話は不通となりました。避難命令はまだ出ていない

ごろには停電、八時ごろにはすでに二十世帯八十五名を収容し、その旨、市教委に報告、と同時に、電話は不通となりました。校長と宿直員二名、作業員はその誘導や負傷者の手当をするのが精一ぱいであります。突然、潮流が来たのが九時半ごろで、負傷者の応急手当中であつたが、流れといふ

作業員はその誘導や負傷者の手当をするのが精一ぱいであります。突然、潮流が来たのが九時半ごろで、負傷者の応急手当中であつたが、流れといふ

た。 ますが、十四山村、飛鳥町、弥富町は一面の海で、東部小学校及び西部小学校へ行くのも、竹内十四山村長の案内でボートに乗つて参つたのであります。深さ一メートル以上の海水の中に浮かんでおります大破した校舎をめぐつて、これを眺めただけで帰りました。

次に、三重県における教育関係の災害状況と授業のありさまを申し上げます。

名、重軽傷者は六百五十八名、罹災児童生徒総数は六万四千三百五十二名に

達しております。施設関係の被害も、甚大と見なされるものは小中学校合わせて七十三校、高等学校五校、うち学

校、公民館等、被害総額は約十億円に達しております。

復旧については緊急応急措置が講じられておりますが、災害は各方面多岐に亘りますので、時と機会を合せた総合的対応が求められます。

はれかでいるので、特に特別指借法による高額の国庫補助と、被害激甚地の指定を県下一円とされるように、ま

た、緊急融資の増額も強く要望してお
りました。

三重県における伊勢湾台風は、津々
象台においては開設以来の瞬間最大風
速五十一・三メートルを記録し、ま

た、大王崎灯台におきましては六十一
メートルを記録して、風速計が破損す

るほどの猛威をふるつたのでありますから、被害は甚大で、千数百年来そびえて、一神宮の三十六萬石

えていた神宮の日本を想像しながら、
神宮神域の姿が、これがため一変する
といふ惨状を受けたと聞きました。

被虐学校的授業再開については、その実情に応じて、一部授業、分散授業、短縮授業、復式授業、学級統合等をして、必要な最小限度の応急工事を

は、緊急集団避難を実施して、正常な授業を行なうために、各学校単位に再編成の上、授業を再開しております。木曾岬村、長島町の六校について、避難所七カ所に収容した児童生徒数は、九百五十三名で、それに教員七十九名、炊事婦三十五名、県職員二十一名が参加して、収容所における授業を実施しております。私の参りましたところは、四校はすでに復帰しました。私どもは津市に参った際、県立大学に集団避難しておられます伊曾島小学校児童二百五十三名の授業が观察されました。児童たちは元気で朝からに、衛生もなかなか行き届き、給食業務もさわめて順調に運営されておりました。

今次の災害において、三重県が採用している各学校単位の集団避難がいいのか、それとも愛知県が行なった繰り故先の仮入学の方法がいいのか、避難はそのときの実情に応じて即刻行なわれるものであります。今度の場合のように相当長期にわたった場合、それが児童生徒に及ぼす影響を考慮した場合、十分研究すべき問題だと思いま

曾岬小学校に参りました。堤防から学校までの約四百メートルは泥道であつたため、ゴム靴でようやくたどりつきました。五百名ほどのお母さんたちが動員されて、清掃作業をしていたところでした。校庭にはまだ水たまりがありましたが、校内は教室も廊下も泥、残っていました。五時頃まで泥水の教室はようやく清掃を終わり、使用できますので、同村の小・中学校の児童、生徒の二部、三部授業を考へておりましたこと、校長も村長もようやく元気をとりもどしたところでありました。

今次台風による文化財の災害は、愛知県におきましては、文化財自体は大した異状もなく、付属施設に被害を見た程度だと聞きました。私どもは熱田神宮に参り、本宮拝殿や手水舎が大破し、参道の立木が折れながら倒れていた状況を痛ましく眺めました。また、団体の代表者から、災害復旧のため金融措置の陳情を受けました。

最後に、大阪府岸和田市における調査について報告申し上げます。

まず、岸和田市において関係者と懇談する前に、私どもは大阪において教育委員長並びに教育長らと懇談し、事件の概要経過について聴取いたしました。岸和田市におきましては、山瀧事件聴取の際には常盤小学校長、PTA会長、副会長、地元代表、市会議員、教組代表等、また、常盤事件聴取分会代表等の諸氏が出席いたしました。

事件は別々に聽取することにいたし、山滝小学校の懇談の際には、教員組合代表としては大阪教組書記長、同文化部長、同情宣部長、岸和田市教組委員長、同書記長、同書記次長、元委員長、それに山滝小学校教諭三名、さらには、本事件の主人公の一人である元山滝小学校教諭木村寅治氏も出席いたしました。府教委事務局からも関係者三名、また、市教委事務局からも関係者五名が出席いたしました。

まず、事件の概要を報告いたします。

本年八月二、三両日、大阪府泉南郡淡輪における臨海学舎で、山滝小学校の五、六年生九十二名につき添つた二教諭が、六年女生徒にわいせつな行為を行なつたという疑いから起こつた事件であります。淡輪から帰つた女生徒はそのことを父兄に告げ、父兄からPTA役員の耳に入り、PTA会長から校長に善処方を申し出たため、校長はその旨を市教委に伝え、市教委は二教諭の希望により転任をはかつたのであります。その当時は、二教諭も郷里和歌山への転任を希望して、転任先へも交渉し、市教委学事課長にも相談に行き、一応解決に向かつたのであります。が、八月十八日に至り、新聞がこのことを掲載して波紋を投げたのであります。

たまたま、当日開かれた岸和田教組大会においてこの問題が取り上げられ、二教諭の弁明によつて、これは父兄の策謀であるから、二教諭を擁護するため徹底的に戦うことが決議されたのであります。これにまた刺激され、父兄は、八月二十日に至り二教諭を告訴し、市教委は、混乱回避の一策と

して二教論の配置がえを行なつたのであります。その後、九月十八日に至り、二教論は刑法第百七十六強制猥褻罪で起訴され、府教委は十月二十六日、二教論の懲戒免職を発令いたしました。これに対し大教組は、処分撤回要求の運動を起こしているというのが現状のようになります。

山滝小学校には、その直前に、君が代事件という事件も起こっております。君が代事件というのは、眞実は講堂問題のことであります。地元が多年の念願である山滝小学校の講堂建設のために約三百六十万円を寄付し、竣工費約六百万円で講堂が完成したのです。その竣工祝賀会を行なうため、校長は式次第の作成を一任せられたのであります。こうして決定した式次第の中から、国歌合唱をめぐって教員側と町民側との間に意見が対立しましたが、結局、教員側が協力せず、レコードで国歌を吹奏し、来賓と父兄だけが合唱して式を挙行したというのがその真相のようであります。この結果、町民は講堂問題に関する対策委員会を設置し、教員と話し合ひを行ない、教員側は、学校運営は対内的と対外的とを問わず校長を中心にして行なうこと、授業に差しつかえる組合活動はP.T.A.と話し合いの上に行なうこと、地域社会と協調してその意見を尊重すること、のほか三項目を確約したので、一応おさまったのであります。

その後、半月もたたないうちに起つたのがさきの事件だつたのであります。私どもは、この事件はすでに起訴されておりますので、事実の真相等に触れることを避け、主として教育面の影響、学校運営等について関係者

市町村が單独に補助している児童千七百五十人、合わせて一%が補助対象になつております。しかしながら、未納者が続出しているため、なお九千六百人分の補助を必要とすると陳情いたしております。未納者の月別集計を見てみましても、本年の四月には八千二百六十七人であつたものが、十月には一万四千八百二十六人にふえており、今後さらに増加の見込みであります。次に欠席、欠食等の問題については、先にも触れましたように、給食未実施校にそれが多いということで、たとえば田川市の猪位金という学校におきましては、児童数九百六十五人のうち、十月一日現在において五十日以上長期欠席が九名、一週間以上が二十八名、時おり欠席するというのが九十二人であります。また、この学校におきましてはミルク給食を行なつておるのですが、十月中の欠食児童が六十一名にも及んでおります。要保護児童が二百五十五人、準要保護児童が百三十七人と五割以上を占めておることからも以上のことがいかがわれるわけであります。このような学校におきましては、ミルク給食を行なうだけでも大へんなことで、町当局は要保護児童のワクを広げて補助をしたいにも町財政の緊迫からどうにもならぬ、むしろこのままいけば、町財政の危機を救うためにも廃止のほかないと嘆いていたため欠席が激減に増すとのことであります。また、田川郡の勾金小学校は児童數千八十人のうち、長欠が十月において十日以上三十人、十日以下四十五人となつており、欠食十日以上十五人、十日以下二十八人となつております。雨の降る日は雨具がないためにも廃止のほかないと嘆いていた

校のど百五十名雨の多いたといふいといふ晶不足はす。六市校四万三校長期欠席はる長期欠席は三百五十五人で十五人で次にこした給食とは、春ついていことできこれららの調査結果が直接目的的に中第一に見ましていものが全生の児童です。また調査の結果国平均、ナ数等、ナおいてはませんはなく、一

小学二年生のうちで、最も多くは、そのうちの半数以上が、この「算術」の授業で、何らかの問題を抱えている。その原因は、算術の教科書が、必ずしも、児童の心に合っていないからである。

第三の素行状況は、電灯がついた生活をしてゐるところが多くてあります。これらは御承知のように、は炭鉱が不景気で、学校へ通うことが出来ないといふことがあります。たゞ、中学校卒業までに、専任の教諭がついて、農村その他の地域にわたって政策を実施するのであります。そこで、学校へ通うことが出来ないといふことは、必ずしも、心配にならぬことではありませんし、また、良化的傾向があるとの犯罪現象において、炭鉱の問題は、必ずしも、心配にならぬことではありません。また、炭鉱の問題は、必ずしも、心配の問題ではないといふことは、必ずしも、心配にならぬことではありません。

休山、あ
源を切つ
た處住の
うした現
す。同時に皆
ては、大
きに
ついて
つており
きまして
つある
いろいろな中
、いわゆ
る諸非行
るようで
向として
万事投げ
るようで
方の一つ
たちは非
か、從来
、休み時
だけが特
びも一緒
象が出て
は頭を悩
。こうし
解決する
の声が全
おりま
つきつ
希望は、

地帯の教育状況と、昨年は県立高橋中学校を希望をしておられることは、さういふことは考へられることもござります。それで、現行二分の一割合で、今後も段階的にあります。

として、福岡城址に食費等の開催費用に予算措置をとります。また、長政の築城に及ぶ広大な地盤に早急に解体され、以上で炭鉱の開拓もござります。まことに、次に文化化財専門委員会が厚生省と新規の文化財保護法を条件として、病院のある市に基幹病院たる周囲の土地を同意を与えておりました。また、県や市の了解を得た上で、丸の周囲の土を条件として、病院のある市に基幹病院たる周囲の土地を条件として、病院のある市に基幹病院たる周囲の土地を条件として、

委員会は全く誠意が認められないといふ立場に立つて総辞職をいたしたのが問題の真相であります。私どもは県教育委員会の代表者、旧文化財専門委員の代表五名、新文化財専門委員の代表者五名に集まつていただきまして、從来の経過について、それぞれの立場から御説明、御意見を求めるとともに、今後の方向についていろいろと懇談をいたしました。従来、ともすれば文化財保護について遺憾な点のあつた保護行政を、今後は一そろ県と市が協力して力を入れること、特に福岡県は京都、奈良等に次いでわが国に数の文化財の多い県であり、新専門委員はもちろんのこと、旧専門委員の御協力を得て十分な保護に当たること、福岡城址については今後の整備保全に待つところが多いので、早急に県と市の間で整備委員会的なものを設けて、直ちに活動を開始する等、非常に建設的な意見の集約ができたことを喜んでおる次第です。懇談の後、福岡城址を実地に観察いたしましたが、あれほどたびたび注意をいたしておりましたにもかかわらず、その調査当日、病院工事によつて土塁が新しく切りくずされいるという事態を発見しました。やはり今後も十分な指導が必要であると判断するわけであります。

においては、ほとんど璧固が識別できません。ないような状態になつております。文化財保護委員会の適切な処理をお願いしたいところであります。

○以上をもちまして報告を終ります。

○委員長(相馬助治君) ただいまの両君の報告に關し、質疑のある方がござりますか。

○荒木正三郎君 私は先ほど報告がありましたように、この愛知、それから三重、大阪等を調査したわけです。現地に参りましたして痛切に感じた問題が若干ありますので、この際、文部省の方に質問をしたいと思います。このあと法案審議がありますから、私はこの質問をきょうは簡単にしておきます。

第一点は、学校給食に關係した問題ですが、この台風が九月二十六日にあつた関係で、学校給食費をまだ徴収しておらぬ、月末に給食費を徴収する、そういう関係で、大体九月分の学校給食費が未徴収になつておるというのが被災地の現状です。ところが、これをどういうふうにして徴収するかということになると、その子供たちは被害を受けておることとて、とうといそこの給食費を出すことのできない子供が相当ある。これは愛知県の教育委員会の話ですが、こういふものに該当する子供の数は約六万名、こういう数字に達しておるようであります。全部が給食費が出せないということはないと思ひますが、しかし、私の聞いたところでは、そのうち一万名は給食費を出すことができない。もう家が流れてしまつて、ないとか、あるいは家も、その父兄も、子供も、ほかに移つてしまつたとか、あるいは帰つてきて、あれば出せない。この穴埋めをどういふうに処

非常に困惑をしておりまして、これはやはり私は、政府の方で適当に処理されるように考へるのがいいのではないか。金額にすれば大した金額にはなりませんけれども、しかし、学校給食費からこれを穴埋めするという余裕のある人はないと思うし、また後々給食費を高めていくつて、ほかの子供からも一樣に取るということもできないので、これは何とか政府の方で考慮したらどうか、こういふうな考へを持つております。

それからもう一つの問題は、教材とか備品の問題です。これは御承知のように、小中学校の教材はP.T.A.の寄付によるものが多いのです。ところが、今度これが流れてしまって、その補充がつかない。しかし、これについて格別な措置がないということで、その補給に非常に困惑をしているという問題があります。これをどう措置するか。これは文部省の方でも相当な考へがあるので、その点伺います。

その次に、これは三重県の伊曾島小学校で校長さんから聞いた話ですが、これは学校がこわれかかって、今県立の医大で勉強を受けている学校です。この学校一つだけで、この水害で両親ともに失った子供、遺児が十名ある。片親だけ失った子供が十八名というような説明がありました。校長さんは、この子供をどう今後見ていくか、このことについて非常に心配したという話を聞いて、若干あちらこちらからその子供をもらいたいという話もあるけれども、身元等も調査できないし、また安

心して渡せるかどうかわからない。結局これは非常に校長としても困る問題でして、しかし、何としてもこの子供たちを見なければならぬ。そういう子供をどう処置するか、どういうふうに救つてあげるかという問題ですね。私もこのことは気がつきませんでした。が、現地へ行つて、校長さんの懸念でおられるごとを聞いて、これは何とか考えなければならない問題だというふうに感じたわけです。

それからもう一つは、これはこの前に質問をしたのですが、被災地の、特に中学校です。これは来春には高等学校へ進学するわけです。被災地の中学生はやはり相当期間勉強ができない。これは自然学力が低下してくる。そうすると、高等学校の進学において非常に不利な立場に立つ。この問題について、私は政務次官であったと思うのですが、質問をしたときに、不利益にならないように考えます、こういう答弁があった。しかし、それでは具体的にどういうふうな具体策があるのか。私は現地に行つて中学校の校長さんに会つたら、やはり具体的な解決策はないわけです。やはり学力は低下していく。一齊に試験すればどうしてもやはり悪くなる。これは自然の理だと思います。これをどういうふうにやつていくのか、これは政府の方では、文部省の方では、それは十分考えて不利益にならないようになりますといふ答弁はあつたけれども、具体的にどういうふうにお考へになつてゐるのか、具体策を聞かしてもらわぬとこれは安心できないといふ問題があるということです。

それから、これは予算上非常に大きくな問題になると思うのですが、長期漬水地帯の父兄にもだいぶん会いました。まだ水につかっておるところもありますし、ようやく水の引いたところもありますが、それらの学校はこわれてなくなつてしまつたといふわけじゃないわけですね。水の中に建つておるわけです。そろしてみると、全壊のところも少しありますが、半壊が大破か、大破にもならないような学校が相当多いわけです。ところが、今度のあの悲惨な経験でもう木造の校舎じゃ困る、そして半壊になつていなければども、鉄筋で建てかえて、そろして万一の場合には避難場所にもしなければならないと、いうのが現地の実情です。この点は私は、文部大臣もしみじみ感じておられるのじゃないかと思ひます。ところが、今は、そういう現地の要望に沿うるには今度のなになつていいわけですね。これをどう解決していくか。これは吉川委員も柏原委員も同感であつたわけです。私の申し上げてねることはみんな同感であると私は思ひます。この現地の要望は私は無理がないと思うのです。この現地の要望は私は無理がないと思うのです。無理があればそれは仕方がないけれども、無理のない要望をどういうふうにして実現していくか。今の特別立法では救済できないこういう問題があるわけです。これは相当多数の学校があるわけですから、特にこういちじき度の被害を受けたところは、非常に低い土地にあって、もし将きないと云ふのは当然の要望である。そういう点について御答弁を願いたい

が思ひます。きょう答弁できぬ問題は、あれば私は後日でもよろしい。これらはどうしても親心をもつて解決をしてもらつて、きまつていい問題は今後研究してもらつて、私は私の言う要望に沿うようにやつてもらいたいと思ひます。これは私個人の要望だけでないと思ひますので、文部省も同じ考え方だらうと思ひうのです。ただ、どうやってこれを実現するか、いろいろ御研究も願い、御努力願いたい、こういうふうに思うのです。

田ををするだけでもなかなか困難であるという実情を私はあらためて認識しているようなどころなのです。これらに対しても今後も一つ何らかの工夫をして、明年度の予算には力を入れさせて、ある程度その希望を満たしていく気持になつていいのではありませんが、これは相当の管理費をもつてその希望をある程度まで満たしていけるよう努力したいと考えています。

○政府委員(小林行雄君) 災害を受けました学校の教材と申しますか、備品関係についてのお尋ねでござりますが、これは御承知のように災害復旧の一般法におきましても、また今回の特別措置法にいたしましても、いずれも校舎と並行いたしまして、國の負担において復旧をはかるということになつております。ただ、お尋ねのございましては、P.T.A等の所有の名義になつてゐるものはどうかということだと思います。これは実は私ども、たとえば愛知県……。

○荒木正三郎君 P.T.Aの所有でなしに、その学校の名前になつてないのです。

○政府委員(小林行雄君) P.T.Aの寄付等につきましては、これはもう寄付が済んで学校の備品になつているものは問題がございません。ただ、現在までに相当長い間、学校の管理下にありながらP.T.Aの名義になつているというようなものについては、これはある程度問題がございます。しかし、相当年数を経ているもので、しかも学校の備品として長く使われているというような状況がありますれば、この予算の許す範囲内で公の備品と同様に扱つていただきたいと思っております。

それから、校舎の復旧に關連いたしまして、長期湛水地帯の学校の校舎でございますが、私ども大体新築復旧をいたします分につきましては、その被害の程度が、全壊または半壊になつておるということを現在条件といたしております。お話をございましたように、まあ大破はいいけれども、一部に半壊があるというようなものにつきましては、その半壊の部分に

ついては私ども改良復旧を認めて参るつもりでございます。ただ、大破になつておられませんので、こういうものにつきましては、現在調査中でござりますが、外見はそれほどいたんでなくとも、よく精査をいたしますと、土台なり、あるいははり等に相当被害があるというのもござりますので、そういった精査の結果に待ちたいと思っております。なお、一応現在ではそういうことになつていなければ、使用していくうちに、耐久度があまりないといふようなものについては危険校舎の取り扱いをして、将来の小中学校の整備でぜひともそういうものにつきましては、低温帯でございますので、できるだけ鉄筋校舎を復旧していく、そういうよう私ども考えておる次第でございます。

兄たちに御心配のないようにならいたしました
いということで、関係の府県と十分連絡をとつておるわけでござります。
で、今ここで具体的にどうぞといいます。
ことを申し上げる時期じゃございません
けれども、今度の災害を受けたとい
うことによつて、お詫のようだ、学力
低下もござりますので、父兄が大へん
御心配をしていらっしゃる、また補
習授業等が行なわれてることも聞い
ているわけでござります。この不安を
なるべく早く解消したいというので、
関係の府県が具体的に計画を進めてお
りますので、遠からず具体的計画を発
表いたしますと、県民の皆さん方に御
心配のないようにいたしたいと考えて
おる次第でござります。

いましたが、冠水地帯の学校の一部にしましても、改築をしまする場合、こういう場合に地元ではとても前の木造の建築は、村民の感情からしてもこれでは村長としてとうていできない。で、高率の補助が得られなくても、村の財

○國務大臣(松田竹千代君)　このたびは
政府から提出いたしました日本学校安
全会法案につきまして、提案の趣旨を
御説明申し上げます。

政府といたしましても、かねて学校の管理下における児童、生徒の災害について実態調査をいたしましたとともに、種々検討の結果、この法案を作成いたしました次第であります。

してその全額を保護者から徴収するふのといたしております。

なお、安全会の役員及び職員は、その業務の公共的性格にかんがみ、第四十三条以下の規定により、刑法のいわゆるわいろ罪の適用については、公務員と同一の取り扱いを受けることといたします。

校安全会は、学校安全の普及充実に関する業務として学校安全の普及啓発事業を行なうとともに、義務教育諸学校の管理下における児童、生徒の災害につき、災害共済給付を行なうものであります。この災害共済給付は、義務教育諸学校の設置者が児童または生徒の保護者の同意を得て安全会との間に締結する契約により行なうものとし、共済掛金は、安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者が安全会に対して支払わなければならぬものといたしております。そして学校の設置者は、当該契約にかかる児童、生徒の保護者から、其共済掛金の額のうち

○政府委員(清水康平君)　日本学校安全会法案についての文部大臣の趣旨説明を補足しまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

この法案は、学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及充実に関する業務を行なわせるとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に関して必要な給付を行なわせるため、特殊法人として日本学校安全会を設立し、その組織、業務、財務、会計、監督等に関し所要の規定を設けたものであります。

以下順次その要点を御説明申し上げ

次に、安全会には、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、特に所定の重要事項については、理事長において、あらかじめ、運営審議会の意見を聞かなければならぬことはいたしております。運営審議会の委員は、二十人以内とし、安全会の業務の運営に關係を有する者（これは、学校の設置者側、保護者側及び学校側の代表を予定しております）及び安全会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命することとし、安全会の業務の運営について、広く関係者及び学識経験者の意見を求めて、その運営の適正を期すること

〔委員長退席 理事松永忠一君着
席〕 こうした状況にからがみ、学校安全を普及充実するとともに、義務教育諸学校等の管理下において発生した児童、生徒等の災害に関して適切な措置を講すべきであるところ決議ましたる要點をもとに、さきに突き進んで御射撃をしておいていただきまして、いずれ重ねてこういう席でまたお伺いすることもあるかと思ひます。つけ足して申し上げたいと思ひます。

一部を徴収する建前としておるのであります。一方、國は、安全会に対しても、その事務費の一部等を補助しようとしております。このようにして義務教育諸学校の管理下における児童、生徒の災害について、教育的配慮のもとに、公共的生息者と手つゝき往来して、これら

第一は、日本学校安全会(以下「安全
会」といいます。)の法人格及び組織に
ついてであります。安全会は、法人と
し、主たる事務所いわば本部を東京都
に置くこととし、従たる事務所いわば
支那と必要な他に置くことはできること
です。

とといったしておるのであります。
第二は、安全会の業務についてであります。安全会の行なう業務のその一
は、学校安全（学校における安全教育
及び安全管理をいいます。）の普及充実
に関する事であります。これは、学
校をもとへ、生徒、教員、保護者、父
母等をもとへ、安全、危険、災害、火
事等の問題を、

〔速記中止〕
○委員長(相馬助治君) 速記をつけ
て。
ただいま質疑中でございますが、議
案の都合上、次の議題に移りたいと存
じます。
望が、衆、參議院の文教委員会を初
め、関係各方面からなされていたので
あり、また一方相當數の県において財
團法人の学校安全会が設立されるに
至つたのであります。これらの学校安
全会は、主として保護者の寄付によつ

本学校安全会に災害共済給付を行なわせるものであり、他の一つの業務である学校安全の普及充実に関する業務と相待つて、学校教育の円滑な実施に資そうとするものであります。

とにいたしております。支部は、各都道府県に置く予定であり、支部における事務の処理については、安全会の職員を置くほか、附則第九条の規定により、当分の間、都道府県の教育委員会から相当の協力を得ることができること

○委員長(相馬助治君) 日本学校安全会法案を議題といたします。まず、提案理由の趣旨説明を求めます。松田文部大臣。

てまがなわれているものであります
が、これらの学校安全会においても、
相当の公費負担をもつて法律により新
しい制度が確立されることを要望して
きたのであります。

園の管理下における生徒及び幼児の災害についても、義務教育諸学校の場合に準じて、災害共済給付を行なうことができることいたしておりますが、ただこの場合は、共済掛金は、原則と

とになつております。安全会の役員としては、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置くこととし、これらの役員は、文部大臣が任命し、その任期はいすれも二年といたしまります。

省設置法の一部を改正し、体育局の所掌事務に学校安全に関する事務を明記することといたしました次第であります。業務のその二是、義務教育諸学校（以下「学校」と略称します。）の管理下

における児童及び生徒の負傷、疾病、廢疾または死亡（以下「災害」といいます。）につき、当該児童、生徒の保護者に対し、医療費、廢疾見舞金または死亡見舞金の支給（以下「災害共済給付」といいます。）を行なうことがあります。

次に災害共済給付は、学校の管理下における児童、生徒の災害につき、学校の設置者が保護者の同意を得て当該児童または生徒について安全会との間に締結する契約により、政令で定める基準に従い定額で定めることにより行なうものとしてあります。すなわち、災害共済給付の種類は、前述のように医療費、廢疾見舞金または死亡見舞金の三種類であります。それぞれの内容、程度等については、政令で基準を定め、安全会はその基準に従って定額で定めることにより給付を行なう 것입니다。

なお、この政令においては、社会保険に関する法令等の他の法令による療養その他の給付もしくは補償を受けられるとき、または損害賠償を受けたときは、それらの額の限度において、災害共済給付を行なうものとすることを規定いたすことになりますから、設置者は、當該児童、生徒の保護者から、共済掛金の額のうえに、その他の額を規定いたすことになります。

次に災害共済給付にかかる給付金の実施中、学校の休憩時間中、授業開始前及び終了後における在校中でその在校につき校長が一般的に承認してい場合、学校へ登校し及び学校から帰宅するための通常の経路中等を予定いたしております。

次に共済掛金の額は、政令で定める範囲内で定額で定める額とし、安全会との間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者が、共済掛金の額に当該契約にかかる児童及び生徒の数を乗じて得た額を安全会に対して支払わなければならぬことといたし、一方、学校の設置者は、當該契約にかかる児童、生徒の保護者から、共済掛金の額のうえに、その他の額を規定いたすことになります。

以上が、安全会の行なう災害共済給付事業の概要であります。なお、第三十七条以下の規定により、安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、給付を行なつたときは、その給付の額の限度において、當該災害にかかる児童、生徒または幼児が第三者に対し有する損害賠償の請求権を取得することとし、また給付を受ける権利の保護、公課の禁止等に関する規定を設けております。

また、第三十六条の規定により、この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、當該地方公共団体の教育委員会が処理するものとします。

待いたしておるのであります。安全会としても所定の正当な理由がある場合は除いては、災害共済給付契約の締結を拒んではならないことにいたしてあります。

なお、学校の管理下における児童及び生徒の災害の範囲については、政令で定めることにいたしております。学校の管理下の範囲としては、教育課程

おるといふ教育的配慮によるものであります。

第三は、安全会に対する国の補助についてであります。国は、予算の範囲内において、安全会の事務に要する経費の一部を補助することができます。

保護者等の出元によつていいもの

である場合においては、当該学校の設置者は、当分の間、共済掛金の額のうち保護者から徴収する分の額の全部を徴収しないこととすることができる

こと、その三は、日本学校安全会の行なう災害共済給付は、学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者に對して行なうことになつてゐるのをそ

の保護者または政令で定める場合には

里親その他の政令で定める者に對し行

なうとしたこと等の点であります。

【理事松永忠二君退席、委員長着席】

第三は、安全会に対する監督等のこととであります。安全会は、第三十三条の規定により、文部大臣の監督を受けたしておられます。この場合において、設置者は、共済掛金の額の全額を保護者から徴収することを原則としていることを除いて、他は義務教育諸学校に關する規定を適用することにいたしておられます。

第四は、安全会に対する監督等のこととであります。安全会は、第三十三条の規定により、文部大臣の監督を受けたしておられます。この場合において、設置者は、共済掛金の額の全額を保護者から徴収することを原則としていることを除いて、他は義務教育諸学校に關する規定を適用することにいたしておられます。

第五は、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしましたのであります。

以上が、安全会の行なう災害共済給付事業の概要であります。なお、第三十七条以下の規定により、安全会は、災害共済給付の給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、給付を行なつたときは、その給付の額の限度において、當該災害にかかる児童、生徒または幼児が第三者に対し有する損害賠償の請求権を取得することとし、また給付を受ける権利の保護、公課の禁止等に関する規定を設けております。

また、第三十六条の規定により、こ

の法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共

団法人で、学校安全会類似の業務を行なうもののうち、現に掛金に相当する寄付金等の全額を学校の設置者が負担している場合は、当分の間、学校安全会の掛金の全額を設置者の負担とし、保護者からは徴収しないことができるよう措置したこととあります。これは本法の制定によりかえつて保護者の負担を増すことのないようにとの考慮からなされたものであります。

第二は、日本学校安全会の業務の特

例として、安全会は、当分の間、保育所の管理下における乳児、幼児その他児童の災害につき、災害共済給付を行なうことができるとした点であります。

第三は、日本学校安全会の業務の特

例として、安全会は、当分の間、保育

所の管理下における乳児、幼児その他児童の災害につき、災害共済給付を行なうことができるとした点であります。

第三は、日本学校安全会の業務の特

例として、安全会は、当分の間、保育

<p

元来保育所は、幼稚園と類似の仕事をしており、かつ児童福祉施設である関係上、幼稚園に比べ比較的に経済上恵まれない乳、幼児が多いため、これについても幼稚園の児童の災害の場合と同様の取り扱いをすることが妥当であると考えたからであります。

第三は、政令により、里親等事實上の扶養者を保護者と同様に扱い、契約締結の同意、共済掛金の徴収及び災害共済給付の受領をなし得るよう改めた点であります。これは学校の設置者が安全会との間に締結する契約について、保護者の同意を得ることの困難または不適当な場合、共済掛金の徴収及び災害共済給付について、保護者を対象とすることの不適当な場合を考慮したものであります。

第四は、安全会の余裕金の運用の幅を広げて、金銭信託もなし得るようになした点であります。これは安全会の運行なら災害共済給付が、いわば短期給付的な性格のものであっても、金銭信託により業務上の余裕金を運用するという場合もあり得ると考えられます。でこれを加えたのであります。ただしこれを加えると考へられますが、金銭信託は、運用方法を特定する元本の保証がないのでこれは除いてあります。

最後に、本法の施行期日について、最初法案に記載した「昭和三十四年十一月一日」がすでに経過しておりますので、「公布の日から起算して三月を絶えない範囲内において政令で定める日」に改めたのであります。その他保育所を対象に加えたことに伴い開設規定期定の整備を行なったことなどがありましたが、以上が修正案を提案いたしました理由でございます。

○委員長(相馬)　立学校職員給与をめらる法律案を審議申ます、審議委員()一君。

○衆議院議員()議題となりました。負担法の一切をきまして、提案します。

現在、市町村は、通常の課税くものと、定額があり、これまでの給料その他のたる市町村が負担の二条の規定に伴つており、府県の負担とごく村の負担を軽減するため、学校の開設を遅れ出たものであつて、府県の負担から学校の設置者その所要経費をみると、考えるに、すでに相当の社会の安定を見えては、市町村の強いものに治の本義にかかるものでありますと、同一市町村みずからける給与待遇となり、ひい行政の上に有

白井莊一君) ただいま市町村立学校職員給付助治君) 次に、市町村の設置する高等学校に就いて、いわゆる全日制と準全日制を改正する法律案についての理由を御説明いたしました。有代表衆議院議員白井莊一君) 提案理由の説明を求めておきます。

○委員長(相馬助治君) たゞいま説明を聽取いたしました二法案に対する質疑は、これを次回に譲ります。

○委員長(相馬助治君) 先に戻つて質疑を続行いたします。

○松永忠二君 これからさつきの災害の報告についての質疑をやるのでですか。そうすると、きょう予定した教育白書の質疑ができないと思うのです。だから特にそういう方向をとるが、前々から予定をしているので、この報告に関係した事項については、さつきの説明で満足しないし、また少しそれでは困る点もあるけれども、この際そこでの点はこの次に延ばして、前々から用意をしてることをもうすでに人もやっているので、あと残すところわざわざかだけれども、前から質問を統けている人に一応とにかく五時くらいまでやつてもらつて、きょうはこれで打ち切るか、あるいはそういうことでは丁合が悪いから、きょうは短かいから被害の調査報告に関連したことを質問するということにするか、皆さんのお意を聞いて、もしそうでなければ予定した通りやつてもらうか……。

○委員長(相馬助治君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(相馬助治君) 速記を復活して。
○農漁課一君 私が先ほど報告いたしました炭鉱地帯における学校教育の現状について、時間もありませんので、基本的な一、二の問題について質問をいたしたいと思います。
すでに御承知のように、福岡県における炭鉱地帯は、二十九年から三十年にかけての炭鉱不況による失業者が、現在もなお放出されたままであります。このことは、今日まで数力年にわたって福岡県における教育に支障をもたらしておったわけです。同時に、皆都で持つておりますいろいろな地方に生きましては、炭鉱が不況になると同時に、関連産業も立ちどころに不況に追いや込まれていく。そうして特に留意すべきことは、青少年が労働基準法に違反して、洗い炭や、拾い炭作業を家庭作業として、生計を立てるためにならに従事すると同時に、一つの企業をもつておるところに雇用されて学校をはんで勤めているという現状です。また、中学生の女生徒のごときは料飲食等に勤めておるということを幾つかの例があるわけです。こういふ現状の上におきまして、今、報告申し上げましたように、炭鉱関係者の子弟が小中学校合わせて十万トンで二千五百人のよ

きに上り、その中におぎまして欠食児童が二千二百九十三名、給食費の未納が一万四千八百二十六と、こういった膨大な数に上り、準要保護児童のごときも八千九百、要保護四千六百七十、市町村が単独に補助しておるもののが千七百五十と、こういった膨大な数に上つておるわけです。そして顕田の一例を申し上げましたように、市町村は給食費の補助を、わずか人口一万名の中でも二百万も負担しておるために、町財政は危機に瀕しておる、こういう現状にあるわけです。私、当該地域出身ですので、この間の事情をつぶさに知つておるのですが、炭住街に行つて見ますと、障子の棧はおろか、屋根、骨、ひどいところになると、ほんの寝るだけの板を敷いて、あとはほとんど燃料を使って、大きい子供が小さい子供を体温であたため合いながら生活をしているということは、決してニユーズ的なものでなくて、あらゆるところに現出しておるというのが状況です。幸いに政府は離職者法案を作られまして、炭鉱の離職者を救済するような措置をとつておられるのでありますけれども、現状において、こういう状況なのに、現在もなお首切り、整理は拡大される方向にあります。こうした大企業と同時に中小企業の倒産破壊といふのは日々増大しておるわけです。こういうときに、先ほど申し上げましたようちに、御飯を食べるということが生徒にとってただ一つの希望と申しますが、非常に大きな生きがいを感じて、学校が何かをくれるから学校にくるわけです。私はこの際、従来の関係諸法規を改正するなり、あるいは臨時立

法を行なつて、この十万に及ぶ福岡県関係者の子弟に対しまして、教育の正常化をはかるために、給食あるいはその他学用品の補助等を早急に、補助費の増額等を行なう必要があると痛感しておるわけですが、この件に関しまして、離職者法案のごとき臨時措置を講じて、山の不況による不正常な教育下に置かれておる青少年を救済する意思があるかどうかを文部大臣にお尋ねするとともに、体育局長に対しましては、すでにこうした状況が福岡県教育委員会からも出ておると思いますので、その間の数的な把握なり、また具体的な試案でもありましたならば説明願いたいと思います。

○政府委員(清水慶平君) 炭鉱の不況、特に福岡県の六市五郡は全国的に見ても非常に何と申しますか悲惨な状況で、私どもといだしまして、いろいろな方法から考えていかなければなりませんが、学校給食の立場から報告もとり、また派遣もいたして調査いたしましたのでございます。六市五郡の状況は、ただいまの報告と同じところと違ふところとございますが、私ども調査いたしました結果を見まするといふと、六市五郡の生徒、児童総数は大体二十八万五千人になつておりますが、そのうち完全給食が十五万三千、約五三・六%になります。それから補食給食が二万一千と相なつておるわけでございます。それで炭鉱不況が次第に深刻になつて参りまするに従いまして、学校給食費の未納その他を調査いたしましたところが、たとえば完全給食の十五万三千のうちを調べてみましたところによりますと、準要保護児童といだしまして五千五百三十八人といふうになつております。これは予算的に申しますと、いうと、大体全国的に二%ということになつておるようございますが、これは三・六%に大体伸びておる。というのは、言いかえれば、さなきだにありますと、準要保護児童が多いといふことになるのだろうと思うのであります。その他いわゆる給食補助を受けている生活保護法の適用を受けているものが六・五七%、一万五十六人に相なつております。この人たちだけはまことにやうやくそれで救えるわけでござりますが、それ以外に今までどうやらどうやら払つておつたのだけれども、いろいろな関係で払えなくなつたといふのが、この十月一日現在を見ますとい

うと、徴収見込みのものを除きまして六千名をこしております。約六千三百名ほどになつております。ところが、それ以外に市町村で単独で補助をいたしておるもののが二千名あるわけでございまして、これは向こうの報告でございますが、大体八千名というものが学校給食費を払えないで困っている、あるいは市町村単独で補助してもらつていうような事情になつておるわけであります。これは何とかして、この事情をもう少し精査をいたさなければなりませんが、これを一応報告を対象にいたしまして調査も十分いたしまして、何らかの措置を講じなければならぬと思っておるわけであります。先ほど風水害の問題につきましては、実情に即しまして予備費から支出するようだ、ただいま折衝中であるといふらに報告申し上げましたが、でき得れば、これも準要保護に準じまして、それと同じような方向に持っていくべき、ただいま努力中で、検討中でございます。それから、先ほど補食給食の問題がございましたが、これをどうするか、この補食給食について支払い困難な人もあるわけでございます。これについては、学校給食物資については何がしの国支援はありますけれども、準要保護としては今まで取り扱つておりません。こういう事態に直面して、これをどうするかということにつきましては、なお検討を要しなければならぬ問題があると思います。それから欠席児童が非常に多い、特に学校給食をやつていないところに欠席児童が多い、少なくとも学校給食をやることによって欠席児童も少なくなるのじやないかと思います。全く私ども

は同感に思ふわけでありまして、この点につきましては現地にも照会いたしまして、完全給食、補食給食を問わなければなりません。学校給食をやつていいないところで、も心急給食と申しますか、ミルク、あるいはまたそれにパンだけでも添えてやるような意思があるかどうかというのを、ただいま現地と交渉でござります。ただいま私ども考えておりましますのは、その点でございます。団体全体といたしまして、どういう根本的な対策という問題が残りますけれども、これは他省の関係もござりますので、私からここで申し上げるということと存ります。ではいっておりません。

○豊瀬慎一君 大体、残念ながら県教育委員会におきまして、現在まだ学力の問題なり、体力の問題あるいは非行調査等は、警察当局には資料があるのですけれども、教育委員会として正式に調査ができる上がっておりませんので、きょうは報告がら落としたわけで、いろいろあなたの方から言われましたが、いろいろあなたの方から言われましたけれども、現地の方におきまして、たとえば補食給食をやるにして、そういう意思があるかどうかを照会しているとおっしゃるのですが、そらいう現地において補助金を出して、何らかの補給なり、あるいは完全給食をやるような財政状態にないというふうが炭鉱不況地の状況なんですね。従つて、先ほどから申し上げましたよろづと関係子弟は低下しつつある。学力においても同様である。こういう現象が生じておるのでから、災害地の救済と同様に、この際、従来の二分の一補助というのを、そのままワクの拡大ができる、五分の四なり、あるいは

全額負担をするという方向に、できればそれでいいと思いますし、どうしてもそれが法律的に困難であるとすれば、ここ当分の間、一まず離職者対策が完全にいき、山の不況状況がどうにか曲がりなりにも救済できる時期まで、来年の三月まででも。ここ一ヵ年の臨時措置として、抜本的な政府の補助の拡大といいますか、あるいはこれを完全に政府の責任で給食を実施していくということが、現在、府県においても、市町村当局も学校も困り抜いて、教育不正常の問題を解決するボイントであると私は思うのです。こういう点に対しまして、もう一度、大臣の方から、緊急対策として、早急にこのことを何らか措置する意思があるかどうかを簡潔にお答えいたぐと同時に、大体、今、局長の御説明の資料に基づいて政府が完全給食を実施するとすれば、どの程度の費用が要るのかどうか、わかつておりますたら聞かせていただきたい。

をしてそれで作つてやる、作つたものを、学校で別になべ、かまを作らぬだって、パンをくれてもできるわけです。給食は実施できる。脱脂乳を無償配給するということだって、それでできるわけです。何も施設を作らなければできないというものじゃなくて、給食は、完全給食はできないとしても、一時のしのぎの、とにかくそういう状況の中でもやる措置とするならば、商店へ小麦粉と脱脂乳を無償配給して、それを作らせて渡せば、それでできることだ、そういう考え方は実際あるのか、ないのか。それから、実施校のワクを拡大することについて、具体的な一体設備とか施設の補助のことはどうするのか。今あなたは、だいぶ率の高いようなお話を言われているけれども、御承知のように、あなたのところで出している資料で見ても、中学校は福岡は五・一%です、実施しているのがですよ。それから愛知県も、たとえば災害地も同じことですが、九・一%です。

ら、これじゃ生活保護法だなんていつたって何にもならない。だから、とにかく粉でパンをこしらえて、ミルクを添えて、不完全に実施もしていない学校には全部実施をさせる、そうしてそれが点については、そういう措置をするという用意があるのか、ないのか。それからもう一つは、初中局長もおられるのだが、教科書代、医療費、修学旅行といふようなものが出てきておるわけです。これらはもう直ちに実は金が行き詰まつてくることは御承知の通り。これららの実際の増加、負担増といふ問題を具体的にどうするのか、災害地は今おしづやる通り予備費から出すといったところが、予備費の中から一体幾ら出すつもりか、これは災害関係だから長くなりますが……。こういう点について具体的に、ただ努力するとか何とかでなしに、一体、滞納費をどうするつもりなのか、二%のワクをどのくらい拡大するのか、小麦と脱脂乳を無償配給して、完全にそれを実施するというのか、それとも緊急な実施対策を作つて、そういう六市五郡にはどこでも実施させるという方向にやつ話してもらいたい。大臣には、今お話をあつたけれども、私は実際のこところ、現在のこの困っている子供に教科書代と医療費と修学旅行と給食だけでは、実は困つてしまつているわけなんです。で、せめて給食について特別立法をするとか、あるいはいろいろ際に一般教育費について具体的に補助金を考えてみるとか、まあ私は、視察をされた方も手野党を通じて、今の法律では工合が悪いので、できないのじゃないかといふけれども、実際のこところ努

力してみてできないのじゃないかと
いう気持もあるので、今言ったことを
具体的に一休いつごろまでに検討して
もらえるのか。局長にはそのことを今
ここで答弁できないにしても、そりい
う点については、いつまでは必ず具
体案を出して皆さんにお話ができると
いうめどを聞かして下さい。それでな
れば欠食している、滞納費はふえ
る、今報告を聞いてみても、こんな中
で文教の対策が行なわれているといら
うことについて、言わなくていいこと
だけれども、あんまり努力の点が違つ
ているのじゃないかということをわれ
われは感ずるのでよ。文部省の対策
がこういうところに徹底して行なわれ
ていないということを、まず先に努力
してもらわなければ、われわれとして
も理解できないのです。これを一つ具
体的にお答えをいただきたい。

ですが、こういう炭鉱不況とか、あるいは災害とかが発生いたった場合には、その精神に沿いましてやっているというのが現状でございます。ただ問題になりますのは、現実問題といたしまして、九月の学校給食費も払えない、これから給食費が払えないという何千人という人が、しかもふえるという傾向にあります。これをどうするかというところでござりまするが、設置者が持つ場合にはそれの半分というのが今建設前でございます。しかし、設置者が持つ場合に対し、それに対して国が二分の一補助をするという、こういう建前でございますが、あとの二分の一を設置者が持つ力が今ないんだというお話をございます。それで文部省といたしまして、全部学校給食をただで、ただといふ言葉は何でありますか、そのままやるということよりも、やはり設置者が負担してもらって、その二分の一といふ気持はたまのところは持つていいたいと思っているのでございますが、あと設置者が持つ二分の一といふものをどうするかということは、これも実はまだ努力中で、ここで申し上げるのはどうかと思いますけれども、何とか地方特別交付税が何かでもって見てもらえないだらうか、まあこれをここで申し上げるのはまだ早いのでござりますけれども、そのことなども今折衝いたしているようなわけで、ここでまだ申し上げるところまでは……。そのようなことも実は考えて、関係官庁とも一応折衝はいたして、いるような事情でございます。

が全部救われると私も思つております。何とかしてこのワクを広げなければならぬと思つておりますので、まあ少くともこれを啓にする必要があるのじやないか。学校給食につきましては、これは大体今ところは全部児童で六三%、中学校は平均一〇%にすぎませんけれども、その二%にいたしまして、大体、準要保護児童は二十二万程度になるわけでござります。それをもしかりに最小四%とすれば、大体準要保護児童は救われるのじやないかと思いまして、その線に沿つて一応私どもは今後努力していくなければならぬと思つてゐる次第でございます。

○松永忠二君 災害地について、炭鉱地について何%ですか。

○政府委員(清水康平君) 炭鉱地につきましては、これは災害が出て参りますから、特別にこう出てくるものでござりますから、その際には、でき得ればそのつど、予備費なり適当な方法をとっていきたいと思つてゐるわけでござります。

それから、先ほど補食給食の話がございましたが、一例を申しますと、と、昨年の猪野川の台風でございます。あの付近は全部が全部学校給食をやっておつたわけじやございませんけれども、先ほど私が申しましたような応急給食をせひともやりたい、またこちらもやってはどうかということで、あの猪野川付近の学校はすべて応急給食をやりまして、そらしてできるだけ早い機会に、大部分本年からと思いましが、完全給食に移つてきておりま

○松永忠二君 給食の施設を作らぬで、も、小麦粉や脱脂乳をやれば、これで作って分ければいいんだから、その手当は……。

○政府委員(清水康平君) 応急学校給食の問題でございます。これは給食施設とは別で、パンとそれから脱脂ミルクだけでござります。応急施設設備等は一応考えておらないわけでございません。あと必要なら考ふるということでござります。

○政府委員(内藤善三郎君) 先ほど教科書と医療費の話が出来ましたが、実は教科書と修学旅行費は私の方の所管でござりますので、教科書、修学旅行費につきましては万全の措置をするつもりでございまして、実は大蔵省とともにすでに話し合いは済んでおりますので、そういう事態になりましたものにつきましては、いかよろの便宜でもはかるつもりであります。

○松永忠二君 内容はどうですか、いかよろの便宜と言ひけれども。

○政府委員(内藤善三郎君) 教科書を買えない者、それから修学旅行に行けない者、これが行けるように、教科書が買えるよう、十分の措置をする考え方であります。

○豊潤楨一君 大体の構想はわかりましたがあつたが、時間は過ぎましたし、結論的には次回の文教委員会ごろには具体的な解決の方策を出していただきたいといたします。

その際に、今、内藤局長からも出た話ですが、一、二つけ加えておきたいと思うのです、研究事項を。と申しますのは、教育扶助費を父兄がもらつても、それは教科書代や修学旅行費として直接なつてないということです。何になつているかということは申し上げなくとも、その日その日の食べる金がないために、学用品ということではなくて生活費になつていて。こうした面もやはり学校当局としては、それが何らかの形で学校の方にすれば学校から買ってやるのだがといふ、ここにも現在の法律の適用の不備があると思う。こういう点もいろいろ関係各省と御研究をお願いいたしておきたいと思います。

○岩間正男君 私も同意見ですが、この次に具体的な案が出されるのだと思いますが、今お話を聞いておりますと、現行法の建前からというよくなことが非常に問題になつてゐるようあります。が、そういう面もあるかも知れぬが、しかし、問題は非常に大きな社会問題になつてゐる。この不況の問題、それから震災地の問題、そういう点で、やはり具体的なものと実情に即した案を出していただきたい。そういう案でやはり検討して、何か検討の段階だからといふようなお話をあつたけれども、やはり私たちのやる仕事をあると思うのです、文部省がその気にならざえすれば。そういう点で、やはりこの問題をほんとうに乗り出して解決するのだという私は熱意を持ってやつていただきたい、この点特につけ加えておきたいと思います。われわれもやります。そうしてわれわれも及ばずながらバック・アップするつもりでありますから、そういうつもりでやつたらどうですか。

一、産業教育を行ふ私立高等学校教員の産業教育手当に関する請願（第一九六号）（第二一〇一号）（第二三七号）（第二五五号）（第二八二号）

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する請願（第二二七八号）

一、女子教育職員の産前産後の休暇中ににおける学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願（第二三三号）（第二三三八号）（第二一九五号）（第二一九六号）（第二一九七号）（第二一九八号）

一、日本学校安全会の立法化等に関する請願（第二四一号）

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正に関する請願（第二五一号）

一、日本学校安全会の立法化に関する請願（第二五六号）

一、名古屋市名城大学再建に関する請願（第二七八号）（第二八七号）

一、中学校校舎増築のための財源措置に関する請願（第三一〇一号）

第一九五号 昭和三十四年十月三十日受理

産業教育を行う国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に関する請願

請願者 香川県坂出市宮下通り
香川県立坂出工業高等学校 内 楠高成美
紹介議員 鈴木 強君
農業、工業、水産、商船等に係る産業教育に從事する国立及び公立高等学校の専門教科担当の教員に対しては、産

が、技術員養成は学校の能力の結集によつて挙げられるもので、決して一部門の専門教科担当の教職員のみによるものではなく、優秀なる基礎教科担当の教員の積極的な協力なくしては実績を挙げえないのであるから、これらの基礎教科担当教職員に対しても産業教育手当の支給を実施せられたいとの請願。

第二二二六号 昭和三十四年十月三十日受理

産業教育を行なう国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に關する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第二二九三号 昭和三十四年十一月五日受理

産業教育を行なう国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に關する請願

請願者 名古屋市昭和区御器所通一ノ二五 宮田博紹介議員 成瀬 嘉治君
この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第二二九四号 昭和三十四年十一月五日受理

産業教育を行う国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に關する請願

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第二九九号 昭和三十四年十一月五日受付

産業教育を行なう國立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に關する請願(三通)

請願者 名古屋市北区杉栄町二ノ三六 平尾弥太郎外二名

この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。
紹介議員 大谷 賢雄君
請願者 大分県豊後高田市美和三、七一六 久次義高

第一九六号 昭和三十四年十月三十日受付

この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

紹介議員 一松 定吉君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されるとから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し國家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたすを由会に提出せられたいとの請願。

第二〇一号 昭和三十四年十月三十日受付
紹介議員 一松 定吉君
請願者 大分県豊後高田市美和三、三三三 松田到

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

産業教育を行なう公立高等学校(農業、工業、水産、商船)の教職員に対しても、産業教育手当が支給されることになつたが、私立学校(農業、工業)の教職員に対しては財源の関係から一応見送りの形となりその実現を見ることができなかつたことは、わが国の教育の上からまことに遺憾であるから、すみやかに、産業教育を行なう私立高等学校教職員に対しても産業教育手当の支給を実施せられたいとの請願。

第三三七号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
請願者 静岡県掛川市掛川九三七社團法人大日本報徳社社長 河井弥八外一

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

紹介議員 村上 義一君
請願者 東京都千代田区西神田二ノ一社團法人日本弘道会会长 酒井忠正外二名

建國記念日制定に関する請願(二通)
日受付

紹介議員 木内 四郎君

第三三三号 昭和三十四年十月三十日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 近藤 鶴代君
昭和三十年に「女子教育職員の産前産後の休暇中の実施の確保に関する法律」が成立して以後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關係する法律の一部改正に関する請願

第三〇二号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 村上 義一君
請願者 東京都千代田区西神田二ノ一社團法人日本弘道会会长 酒井忠正外二名

第三二八号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 鈴木 錠君
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ二五財團法人修養團長 二木謙三外二名

第三二九号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 鈴木 錠君
請願者 女子教育職員の産前産後の休暇中の実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願

第三三〇号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 子外五百三名

第三三一号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三二号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三三号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三四号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三五号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三六号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三七号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三八号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三九号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三〇号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三一號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三二號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三三號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三四號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三五號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三六號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三七號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 松永 忠二君
請願者 岐阜県大垣市中川町一、一〇四 和田千江

第三三八號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三三九號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四〇號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四一號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四二號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四三號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四四號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四五號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四六號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四七號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四八號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三四九號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五〇號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五一号 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五二號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五三號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五四號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五五號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五六號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五七號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五八號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三五九號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

第三六〇號 昭和三十四年十一月一日受付
建國記念日制定に関する請願(二通)
紹介議員 秋山 長造君
請願者 岐阜県海津郡平田町今尾一、〇〇六 水谷子えの外十六名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第二四一號 昭和三十四年十一月二日受理

日本学校安全会の立法化等に関する請願

請願者 島根県松江市殿町一財

団法人島根県学校安全

会長 船木栄

会長 田中 啓一君

紹介議員 田中 啓一君

学校保健法成立以来一箇年、学校保健

に関する施策はいよいよ充実強化しつ

つあるが、一方関係者が保健法と同様

多年熱望している児童生徒の傷害補償

については今日なお、その法的措置を

みるに至らずまことに遺憾とするところである。当局においても、その必要を痛感して日本学校安全会法の提案を計画している由であるが、申すまでもなく、学校保健法と日本学校安全会法は車の両輪をなすものであり、両者相まって学校における保健管理の全きを期することができるものであるから、日本臨時国会においてぜひひととの日本学校安全会法の立法並びにこれに伴う予算措置を講ぜられたいとの請願。

第二五二号 昭和三十四年十一月一日受理

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一
部改正に関する請願

請願者 岐阜県大垣市議会議

長 上田松治郎

昭和三十五年度から昭和三十七年度にかけて、五割方激増すると予想される中学校生徒は、大部分が都市に偏在し

ているが、現在の地方財政をもつてしては、とうてい校舎建築は間に合わない。

現行の二分の一から大幅に引き上げること、(一)校舎の新築又は増築に伴う工事費算定方法の基準となる生徒数は翌年度五月一日における生徒数にするとの請願。

解消するための新增築費国庫負担率を現行の二分の一から大幅に引き上げること、(二)生徒一人当たりの基準坪数を引き上げること等の措置を図らなければならないとの請願。

現行の二分の一から大幅に引き上げること、(一)義務教育諸学校施設費国庫負担法を改正し、不正常授業を

名古屋市名城大学再建に関する請願 日受理 信一

紹介議員 栗山 良夫君

内 山口義治

紹介議員 田中 啓一君

会保健厚生課内全国学

校安全会連絡協議会

六ノ一愛知県教育委員会

日本学校安全会の立法化に関する請願

日本学校安全会法案について、すでに

本年度に発足させるための国庫補助金

予算が計上されているにもかかわらず、いまだ成立していないため全国の

教育関係者ははなはだしく失望してい

る実情にあるが、児童生徒の災害共済

給付業務を来年度の四月から開始するため日本学校安全会の発足後すぐなく

と三、四箇月の準備期間を要すること及び市町村の予算計上等を考慮すれば今臨時国会においてぜひとも本法案を成立せしめる必要があるから、これが法案の成立促進について格別の配慮をせられたいとの請願。

名古屋市名城大学再建に関する請願

請願者 名古屋市昭和区駒方町

夫 西山富

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第二八七号 昭和三十四年十一月五日受理

日本学校安全会法案について、すでに

本年度に発足させるための国庫補助金

予算が計上されているにもかかわらず、いまだ成立していないため全国の

教育関係者ははなはだしく失望してい

る実情にあるが、児童生徒の災害共済

給付業務を来年度の四月から開始するため日本学校安全会の発足後すぐなく

と三、四箇月の準備期間を要すること及び市町村の予算計上等を考慮すれば今臨時国会においてぜひとも本法案を成立せしめる必要があるから、これが法案の成立促進について格別の配慮をせられたいとの請願。

幾多の悪条件の山積する中で、ひたすら子弟の教育の場が早急に整備されることを念願して、義務教育国庫負担の躍進増加によつて教室の不足が最も困難な状況に到達することが予想されるので、この際早急に適切有効な対策の必要を痛感するものである。従来のように当該年度の生徒児童数を基礎にして施設の充実整備に協力し続けてきたのであるが、昭和三十五年度以降とにかく三十七年度には中学校生徒数の飛躍的増加によつて教室の不足が最も困難な状況に到達することが予想されるので、この際早急に適切有効な対策の必要を痛感するものである。従来のように当該年度の生徒児童数を基礎にして校舎の増築を実施することになれば、さらに憂慮すべき事態を招來することになるから、少なくとも中学校生徒の激増するここ数年間は、生徒の収容対策がその前年度に完璧するようその財源措置を講ぜられたいとの請願。

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
(経過規定)

2 (改正後の市町村立学校職員給与負担法第二条の政令による市町村の指定の際、現に当該指定された市町村(以下「指定市町村」という)の設置する高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定期制の課程」という)を置くもの(以下「定期制高等学校」という)の職員である者のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十一条第一項又は第五十八条第一項の規定に基き任命されている校長(定期制の課程のほかに通常の課程を置く高等学校の校長を除く)以下この項において同じ)又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師(以下「附則第一項に規定する定期制課程の校長等」という)は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定期制高等学校の校長又は定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定期制課程の校長等」という)となつたものとす。

3 指定市町村の指定の際に当該指定市町村の設置する定期制課程の授業を担任する教諭、助教諭若しくは講師(以下「定期制課程の校長等」という)を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、」を「市町村(政令で指定する市町村を除く)立高等学校で」に、「のみを置くもの」を「置くもの」に改める。

(解散)

第四十一条 安全会の解散について
は、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 文部大臣は、この法律

の規定により認可（第四条第二項
及び附則第三条第二項の規定によ

る認可を除く。）若しくは承認をし
ようとするとき、又はこの法律の
規定に基き文部省令を定めようと
するときは、あらかじめ大蔵大臣
と協議しなければならない。

第八章 罰則

(取締等)

第十三条 安全会の役員又は職員

は、その職務に因してわいろを收受
し、又は要求し、若しくは約束し
たときは、三年以下の懲役に処す
る。又つて不正の行為をし、又は相
当の行為をしないときは、五年
以下の懲役に処する。

2 安全会の役員又は職員であつた
者は、その在職中に請託を受けて
職務上不正な行為をし、又は相当
の行為をしなかつたことに関しわ
いろを收受し、又は要求し、若しく
は約束したときは、三年以下の懲
役に処する。

3 安全会の役員又は職員は、その
職務に関する請託を受けて第三者に
わいろを供与させ、又はその供与
を約束したときは、三年以下の懲
役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の収
受したわいろは、没収する。その
全部又は一部を没収することがで
きないときは、その価額を追徴す
る。

(贈賄)

第四十四条 前条第一項から第三項
までに掲げる者に對してわいろ
を供与し、又はその申込若しくは
約束をした者は、三年以下の懲役
又は三十万円以下の罰金に処す
る。

又は三十万円以下の罰金に処す
る。

又は三十万円以下の罰金に処す
る。

又は三十万円以下の罰金に処す
る。

(報告義務違反等)

第四十五条 第三十四条第一項の規
定による報告をせず、若しくは虚
偽の報告をし、又は検査を拒み、
妨げ、若しくは忌避した場合に
は、その違反行為をした安全会の
役員又は職員は、三万円以下の罰
金に処する。

(過料)

第四十六条 次の各号の一に該当す
る場合には、その違反行為をした
安全会の役員又は職員は、三万円
以下の過料に処する。

2 安全会の役員又は職員は、三万円
以下の過料に処する。

2 前項の規定により指名された理
事長、理事又は監事となるべき者
は、安全会の成立の時ににおいて、
この法律の規定により、それぞれ
理事長、理事又は監事に任命され
たものとする。

3 第二条 文部大臣は、設立委員会を命
じて、安全会の設立に関する事務
を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、
文部大臣の認可を受けなければな
らない。

3 前項の規定による認可を受けた
ときは、設立委員は、遅滞なく、
その事務を前条第一項の規定によ
り指名された理事長となるべき者
に引き継がなければならない。

4 第五条第一項の規定による政
令に違反して、登記することを
受けなかつたとき。

2 第五条第一項の規定による政
令に違反して、登記することを
受けなかつたとき。

3 第十八条に規定する業務以外
の業務を行つたとき。

4 第三十三条の規定に違反して
業務上の余裕金を運用したと
き。

5 第三十三条第二項の規定によ
ることによつて成立する。

2 第四十七条 第六条の規定に違反したと
き。

3 第六条 第六条の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

(附則)

第一条 この法律は、昭和三十四年
五月三十日から施行する。

十月一日から施行する。

十一月一日から施行する。

十二月一日から施行する。

(安全会の設立)

第二条 文部大臣は、第十条第一項
の例により、理事長、理事又は監
事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理
事長、理事又は監事となるべき者
は、安全会の成立の時ににおいて、
この法律の規定により、それぞれ
理事長、理事又は監事に任命され
たものとする。

3 第三条 文部大臣は、設立委員会を命
じて、安全会の設立に関する事務
を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、
文部大臣の認可を受けなければな
らない。

3 前項の規定による認可を受けた
ときは、設立委員は、遅滞なく、
その事務を前条第一項の規定によ
り指名された理事長となるべき者
に引き継がなければならない。

4 第五条第一項の規定による政
令に違反して、登記することを
受けなかつたとき。

2 第五条第一項の規定による政
令に違反して、登記することを
受けなかつたとき。

3 第十八条に規定する業務以外
の業務を行つたとき。

4 第三十三条の規定に違反して
業務上の余裕金を運用したと
き。

5 第三十三条第二項の規定によ
ることによつて成立する。

2 第四十七条 第六条の規定に違反したと
き。

3 第六条 第六条の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

(第七条 安全会の最初の事業年度)

は、第二十五条の規定にかかるわ
ず、安全会の成立の日から昭和三十
五年五月三十日までとする。

（第八条 安全会の最初の事業年度の
収入及び支出の予算並びに事業計
画については、第二十六条中「事
業年度開始前に」とあるのは、「安
全会の成立後遅滞なく」とする。

（安全会に対する便宜の供与）

都道府県の教育委員会は、
当分の間、当該都道府県の教育委
員会の事務の遂行に支障のない範
囲において、所屬の職員をして當
該都道府県の区域内に置かれる安
全会の從たる事務所における事務
に従事させることができることを規定する特例

第十条 この法律の施行の際、民法第三十四条
の規定により設立された財團法人で、児童又
は生徒の学校の管理下における災害に關して
その名前の何であるかを問はず災害共済給付
金に相当し、又はこれに類する給付を実施とし
て行うものが現に存し、かつ、当該給付に要
する経費の財源が、学校の設置者ごとに及
び学校の種類ごとにみて、当該学校の設置者
又は当該学校の補助又は運営する者であるが
ある場合においては、当該学校の設置者は、
当分の間、その旨の文部大臣の認定を受けた
上、第二十条第三項の規定にかわらず、當
該児童又は生徒に係る同項に定める額の全額
を徴収しないこととすることができる。この
場合においては、當該学校の設置者は、あら
かじめ、當該学校の児童又は生徒につき、當
該額の全額を徴収しない旨を規程で定めてお
かなければならぬ。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、當
該項の権限を都道府県の教育委員会に行わせ
ることができる。

(第十一条 第二条第一項の規定に規定する保育所の災害共済給付)

第十一条 安全会は、当分の間、第十八条に規定
する業務のほか、保育所（園童保育法に規定
する保育所をいう。）の管理下における同法
に規定する乳児、幼児その他の児童の災害に
つき、當該乳児、幼児その他の児童の保護者
又は政令で定める場合に黒糞その他の政令
で定める者に対し、災害共済給付を行うこと
ができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十三
条の規定を適用する。

3 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

4 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

5 安全会が第一項の規定により同項の災害共
済給付を行う場合は、第四条第一項第八号中
「学校」とあるのは、「学校又は保育所」と読み替
えて、同条の規定を適用する。

6 安全会が第一項の規定により同項の災害共
済給付を行う場合は、第四条第一項第八号中
「学校」とあるのは、「学校又は保育所」と読み替
えて、同条の規定を適用する。

7 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

8 安全会が第一項の規定により同項の災害共
済給付を行う場合は、第四条第一項第八号中
「学校」とあるのは、「学校又は保育所」と読み替
えて、同条の規定を適用する。

9 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

10 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

11 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

12 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

13 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

14 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

15 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

16 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

17 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

18 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

19 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

20 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

21 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

22 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

23 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

24 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

25 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

26 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

27 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

28 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

(第十一条 第二条第一項の規定による保育所の災害共済給付)

第十一条 安全会は、当分の間、第十八条に規定
する業務のほか、保育所（園童保育法に規定
する保育所をいう。）の管理下における同法
に規定する乳児、幼児その他の児童の災害に
つき、當該乳児、幼児その他の児童の保護者
又は政令で定める場合に黒糞その他の政令
で定める者に対し、災害共済給付を行うこと
ができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十三
条の規定を適用する。

3 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

4 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

5 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

6 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

7 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

8 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

9 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

10 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

11 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

12 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

13 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

14 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

15 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

16 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

17 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

18 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

19 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

20 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

21 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

22 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

23 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

24 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

25 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

26 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

27 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

28 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

29 第二項の災害共済給付に關しては、第三十
七条中「児童、生徒又は幼児」とあるのは、「附
則第十一条第一項に規定する乳児、幼児その
他の児童」と読み替えて、同条の規定を適用
する。

(第十二条 登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法（明治二十九年
法律第二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

1 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

2 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

3 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

4 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

5 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

6 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

7 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

8 第二条第六項の規定は、この法律
の施行の日から起算して三月間
は、適用しない。

</div

第十九条第七号中「農林漁業團

体職員共済組合」の下に、「日本学校安全会」を、「農林漁業団体職員共済組合法」の下に、「日本学校安全会法」と規定する。

安全会社」を定める (印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙稅法(明治三十二年四月一日施行)

法律第五十四号)の一節を次のよ
うに改正する。

第五条〇六〇ノ九ノ三の次に次

の一号を加える。

六ノ九ノ四 田本学校安全会ノ

十二、機器安全全法第十一及附則第一

十一條第二項

並ニ同法

定スル災害共済給付契約（同）

法第二十三条○ニ於テ準用ス
○及其ノ準用規定

ル場合ヲ含ム) ○二歴スル訓
○ニ規定スル災害

共濟給付契約書
帳簿

(所得稅法の一部改正)

第十三条 五
所得稅法（昭和二十二年）

法律第二十七号)の一部を次のよ

第三条第一項第十号中「日本学
うに改正する。

第三類第一項第一号中「」に記載

会、
を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年)

法律第二十八号) の一部を次のよ

本草正規

校給食会」の上に「日本学校安全
月、二四、二〇。

会
計
加
入

（地方税法の一部改正）
第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を
のようにより改正する。
第七十二条の五第一項第六六中「日本学校給食会」の上に「日本
学校安全会、」を加える。

第三二八号 昭和三十四年十一月六日受
名古屋市名城大学再建に関する請願
請願者 名古屋市昭和区駒方町一
二名城大学内 沢富男
紹介議員 粟山 良夫君
名古屋市昭和区駒方町所在の名城大学は、同大学の田中理事長の大学における經營が違法かつ不當であるため、学内の教授会、職員、学生はもちろん校友会(同窓会)とも相いれないばかりか、さらにこれが事態收拾についての理事会も無力であるため同大学の機能完整性に喪失しており不幸な事態となつてゐることは遺憾であるから、同大学の再建のため、格別の助力を賜わりたいとの請願。

第三三八号 昭和三十四年十一月七日受
名古屋市名城大学再建に関する請願
請願者 名古屋市昭和区駒方町一
二名城大学校友会内 中島信昭
紹介議員 粟山 良夫君
この請願の趣旨は、第三二八号と同一である。
第三三七号 昭和三十四年十一月六日受
産業教育を行ふ國立及び公立高等學校基礎教科担当教員の産業教育手当に關する請願
請願者 名古屋市北区福德町一
八五 恒川銳一

紹介議員 杉浦 武雄君
農業、工業、水産、商船等に係る産業教育に従事する国立及び公立高等学校の専門教科担当の教員に対しては、産業教育手当が支給されることになつたが、技術員養成は学校の総力の結集によつて挙げられるもので、決して一部の専門教科担当の教職員のみによるものではなく、優秀なる基礎教科担当の教員の積極的な協力なくしては実績を挙げえないものであるから、これらの基礎教科担当教職員に対しても産業教育手当の支給を実施せられたいとの請願。

第三二一八号 昭和三十四年十一月六日受理

産業教育を行う国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に関する請願

請願者 北海道滝川市一ノ坂町 四三 小崎秀男

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第四〇一號 昭和三十四年十一月九日受理

産業教育を行ふ国立及び公立高等学校基礎教科担当教員の産業教育手当に関する請願

請願者 名古屋市西区葭原町七ノ二 岡田弘
紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。

第三四三号 昭和三十四年十一月十
一日受理

産業教育を行ふ國立及び公立高等学校
基礎教科担当教員の産業教育手当に關
する請願

請願者 奈良市船橋町一〇奈良
商工高等学校内 的場
義二

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じ
である。

第三三九号 昭和三十四年十一月六
日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に關
する法律の一部改正に關する請願

請願者 岐阜県郡上郡八幡町愛
宕町 三輪和子外七名

紹介議員 近藤 鶴代君

昭和三十年に「女子教育職員の産前産
後の休暇中における学校教育の正常な
実施の確保に關する法律」が成立して
から補助教員の配置件数は漸次増加し
ているが、この法律は義務規定でない
ため、地方財政の関係で、補助教員が
配置されなかつたり、八週か六週で打
ち切りになつたりして、休暇も八週か
六週にとどまつてゐる現状で、同法
の趣旨が十分に生かされていなゝか
ら、この法律の一部を改正し、休暇の
期間中には必ず補助教員を配置するよ
うにせられたいとの請願。

第三三一〇号 昭和三十四年十一月六
日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に關
する法律の一部改正に關する請願

紹介議員 田中 啓一君

日本学校安全会法案について

に本年度に発足させるための国庫補助金予算が計上されているにもかかわらず、いまだ成立していないため全国の教育関係者ははなはだしく失望している実情にあるが、児童生徒の災害共済給付業務を来年度の四月から開始するため日本学校安全会の発足後すぐなくとも三、四箇月の準備期間を要すること及び市町村の予算計上等を考慮すれば今臨時国会においてぜひとも本法案を成立せしめる必要があるから、これが法案の成立促進について格別の配慮をせられたいとの請願。

第四九四号 昭和三十四年十一月十
一日受理産業教育を行ふ私立高等学校教職員の
産業教育手当に関する請願

講願者

奈良市西大寺町奈良県
正蓮高等学校内 蔡内

紹介議員

新谷寅三郎君

産業教育を行う公立高等学校（農業、
工業、水産、商船）の教職員に対して
は、産業教育手当が支給されることになつたが、私立学校（農業、工業）の教職員に対しては財源の関係から一応見送りの形となりその実現を見ることができなかつたことは、わが国の教育の上からまことに遺憾であるから、すみやかに、産業教育を行ふ私立高等学校教職員に対しても産業教育手当の支給を実施せられたいとの請願。第四九六号 昭和三十四年十一月十
一日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準等の法制化に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 椎三

紹介議員 谷村 貞治君

学校教育法第三条に規定されている高等学校の設置基準は、文部省令第一号によつて生徒の編成及び教職員の配置について一応規制されているが、その行政上の責任は徳島県及び市町村にまかせられているため、自主財源の乏しい本県の如きは教職員定数において、

その乙号基準にてらし全日制九二・四パーセント、定時制四七・六パーセントの低い充足率を示している。このために近時原民子弟の進学率の向上に伴う生徒数の増加と相まって教職員の相対的不足をきたし、そのため教職員に過重な負担を余儀なくさせている実情の授業における生徒の編成及び教職員の配置の基準に関する法律案が会期切れのため廃案となつたことはこの見地である。さきの国会において高等学校の授業における生徒の編成及び教職員の配置の基準に関する法律案が会期切れのため廃案となつたことはこの見地から誠に遺憾にたえないから、国の責任においての財源措置とあわせてすみやかに右法律案の成立を図られたいとの請願。